

江東区公式フェイスブック運用要領

平成28年12月28日

政策経営部広報広聴課

改正 令和3年7月5日

(目的)

第1条 本要領は、江東区がフェイスブック（Facebook）の公式フェイスブックページ（以下、「公式ページ」という。）を区民等への情報提供媒体として運用するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フェイスブック インターネット上で文書や写真を不特定のインターネット利用者に公開し、交流を行うことのできる手段をいう。
- (2) 公式ページ 江東区が設置・運用するユーザー名から発信するフェイスブックページをいう。
- (3) アカウント フェイスブックを運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) シェア 自分の近況や撮影した写真、お気に入りのサイト等を他のアカウントと共有する機能をいう。
- (5) 「いいね」機能 他のアカウントまたはページの内容に対し、肯定的な意思を表示し、自らのアカウントとつながりを持つことができる機能をいう。

(運営主体)

第3条 公式ページの運営主体は江東区とし、アカウントの管理及び情報の発信は広報広聴課が行う。

2 ユーザー名は、city.kotoとする。

(運営主体等の明示)

第4条 広報広聴課は、この要領で定めるアカウントの運営主体、発信内容及び発信方法について、公式ページ内に明示する。

(アカウント運用者の明示)

第5条 広報広聴課は、なりすましによる誤情報の流布を防止するため、運営主体としてフェイスブックのユーザー名を区ホームページに明示し、周知する。

(掲載内容)

第6条 公式ページでは、以下の情報を配信することとする。

- (1) 区政全般に関するお知らせ、イベント等の情報
- (2) 防犯、防災等、緊急性のある情報
- (3) その他広報広聴課長が適当と認める情報

2 各課が前項の情報配信を希望する場合は、SNS等配信依頼書(様式1)により広報広聴課広報係あて依頼する。配信の有無及び内容については、広報広聴課長が決定する。

(他のフェイスブックページへのコメント等)

第7条 公式ページには、原則として、区が発信する情報のみを掲載する。

2 区以外のフェイスブックやアカウントへのコメント及び公式ページに対するコメントへの返信コメントは行わない。ただし、公式ページ運用の目的に照らして、広報広聴課長が特に必要と認めるものについては、この限りではない。

(他のフェイスブックページ等に対するシェア及び「いいね」機能等の使用)

第8条 公式ページでは、区政情報の発信に必要とされる機能のみを使用し、区以外のフェイスブックページ及びアカウントに関するシェア並びに「いいね」機能等は使用しない。ただし、公式ページ運用の目的に照らして、広報広聴課長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(区ホームページとのリンク)

第9条 コメント欄に記載するリンクのリンク先は、原則として区ホームページのみとする。ただし、公式ページ運用の目的に照らして広報広聴課長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(コメントの削除)

第10条 他のユーザーによる次に掲げるコメントを禁止し、広報広聴課長は、予告なく削除することができる。

- (1) 法令等に違反する内容又は違反する恐れのある内容
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権等、区又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報等を特定、開示、漏えいする等、プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現等を含む不適切なもの

(12) その他、区が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

(運用要領の変更)

第 11 条 本要領は必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更の旨とその内容を、公式ページ又は区ホームページに明示し、周知する。

(その他)

第 12 条 その他、本要領の実施について必要な事項は、広報広聴課長が別に定める。

付 則

この要領は、平成 28 年 12 月 28 日から施行する。